

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税課税世帯の方には負担限度額認定は適用されませんが、市町村民税課税世帯で、世帯のうちお一人が介護保険施設に入所(入院)し、食費・居住費を負担した場合、在宅で生活される配偶者等の生活が困難にならないように食費・居住費が軽減される制度(特例減額措置)があります。

<対象者の要件>

次のすべての要件を満たす方

- ① 属する世帯の構成員(世帯分離している配偶者の数も含む)が2人以上であること。
- ② 世帯主または世帯員が介護保険施設または地域密着型介護老人福祉施設に入所(入院)し、利用者負担が第4段階(施設が設定する利用料)の食費・居住費を負担していること。
- ③ 世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者の年間の公的年金等の収入と年金以外の所得の合計から、高額介護サービス費の支給見込額を除く施設の利用者負担(1割、2割又は3割負担分)、食費および居住費の年間見込みの合計額を除いた額が、80万円以下であること。
- ④ 世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者の現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下であること。
- ⑤ 世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者が、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。
- ⑥ 世帯主及び世帯員並びに本人の配偶者が介護保険料^{※1}を滞納していないこと。

※世帯…施設入所により世帯が分かれている場合は、入所前の世帯構成で判定します。

※配偶者…事実上婚姻関係と同様の事情にある方や、世帯分離している配偶者も含みます。

※1…40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)は医療保険各法の保険料。

<特例減額措置の内容>

上記の要件③に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費又はその両方について、利用者負担第3段階^②の負担限度額を適用します。

※特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院への入所(入院)のみで、ショートステイにはこの特例減額処置は適用されません。

※食費または居住費のいずれか一方でも、下記の基準費用額を超える金額の場合は支給されません。

基準費用額 (単位:円/日)	居住費	食費	第3段階② (単位:円/日)	居住費	食費
ユニット型個室	2,006	1,445	ユニット型個室	1,310	1,360
ユニット型個室的多床室	1,668		ユニット型個室的多床室		
従来型個室(特養)	1,171		従来型個室(特養)	820	
従来型個室(老健・医療院等)	1,668		従来型個室(老健・医療院等)	1,310	
多床室(特養)	855		多床室(特養)	370	
多床室(老健・医療院等)	377		多床室(老健・医療院等)		

<申請に必要な書類>

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・預貯金等が確認できる通帳(世帯全員分)の写し
- ・利用者負担額等が確認できる施設の契約書の写し 等

*対象になると思われる方は、

保健福祉課 介護保険係 へご相談ください。

〒781-1301

越知町越知甲 2457 番地
(保健福祉センター)

越知町保健福祉課 介護保険係

☎ 0889-26-1170